

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 号	
件 名	公民館使用料の有料化を中止し，すべての公民館を無料にすることを求めることについて	
要 旨	<p>市長は，昨年の市長選挙のマニフェストで公民館使用料の有料化を明記し，6月議会には「公民館使用料等の制度統一」によって有料化する計画が報告されました。市民から，有料化は市民の社会教育活動を否定し，狭めていくものだと言いの声が上がっています。</p> <p>現在，新潟市内の公民館は14館が無料，4館が減免制度により実質無料，有料は6館で無料が多数となっています。旧新潟市の公民館の平成21年度の稼働率は67.5%の石山地区公民館を最高に平均で53%になっています。公民館と市民の連携と協力のもとで，利用者は高齢者から子育て世代まで年齢層も幅広く，その活動内容も多種多様な分野にわたり，生きがいや楽しみを感じながら，生き生きと社会参加をしています。公民館の使用料が有料化されれば，会場費が上乘せとなり，駐車場が有料化されているところもあり，大変な負担増になります。公民館での活動を継続していくことが困難になる利用者がふえ，生涯学習の場が奪われていきます。</p> <p>社会教育法第20条の目的では「生活に即する教育，学術及び文化に関する各種の事業を行い，もって住民の教養の向上，健康の増進，情操の純化を図り，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与する」と明記し，自治体が責任を持って公民館の設置，専門の職員の配置を義務づけています。にもかかわらず，新潟市は「受益者負担」と「公平性の確保」を理由に有料化をしようとしています。これは社会教育法の精神に反しているのではないのでしょうか。今回の公民館使用料の有料化は行うべきでなく，社会教育法の立場に立って，受益者負担ではなく，お金の心配なく市民のだれもが利用できるという無料の方向で統一するべきです。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日	文教経済常任委員会
受 理	平成 23 年 9 月 6 日	第 2 6 7 号

陳情第 8 号

市内すべての公民館使用料を無料にし，公民館をさらに充実して  
いただくよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 公民館使用料の有料化を中止し，市内すべての公民館使用料を  
無料にすること。